

岩手県が実施する「いわて飲食店安心認証制度」を受けた
飲食店に対し、1店舗あたり10万円を交付します！

雫石町飲食店安心認証

取得事業者支援金

対 象 者

雫石町に店舗を有し、「いわて飲食店安心認証制度」により認証を受けた事業者で、下記要件を満たす方

- ・事業継続の意思があること
- ・国及び法人税法第2条第5号の公共法人でないこと
- ・政治団体でないこと
- ・宗教上の組織又は団体でないこと

申 請 期 間

令和3年9月9日（木）から令和4年1月31日（月）まで

申 請 方 法

雫石町役場観光商工課窓口（平日8時30分～17時15分まで）
へ持参又は郵送

補 助 金 額

1店舗あたり10万円

交付申請時の提出書類

- ①雫石町飲食店安心認証取得事業者支援金支給申請書（様式第1号）
- ②「いわて飲食店安心認証」認証通知の写し
- ③雫石町飲食店安心認証取得事業者支援金支給請求書（様式第2号）
- ④振込先口座が確認できる通帳の写し

※1事業者で複数の飲食店についての申請を行う場合は、①から③については店舗ごとに書類の提出が必要となります。

※提出書類の様式は、町のホームページに掲載しております。

【問合せ・申請先】

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町役場 観光商工課
電話 019-692-6497 E-mail : kankou@town.shizukuishi.iwate.jp